

【新型コロナウイルス感染症の発生に伴う乗車券類の取扱いについて】

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、乗車券類の取扱いについて、当社では下記のとおり対応いたします。

払いもどしにつきましては、**2021年5月25日(緊急事態宣言解除の翌日から起算して1ヵ年以内)**までの間、お取扱いいたします。

払いもどしの対応につきましては、各駅で取扱いをいたしますが、無人時間帯や一部の駅では取扱い出来ない箇所がありますので、予めご了承ください。

1、普通乗車券の取扱い

普通乗車券につきましては、次のいずれかを事由としてご旅行を見合わせる場合、無手数料払いもどしの取扱いをいたします。

※無手数料の払いもどし対応は、2020年6月18日までといたします

【事由】

- (1) 外務省による新型コロナウイルスに関する渡航中止勧告又は退避勧告の発出を事由にご旅行を見合わせるお客さま
- (2) 新型コロナウイルスの罹患に伴い、ご旅行を見合わせるお客さま
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的にイベント等が中止、延期または規模縮小等が決定したことを事由に、ご旅行を見合わせるお客さま
- (4) 新型コロナウイルスへの感染防止を事由としてご旅行を見合わせるお客さま

■企画乗車券“秩父121 きっぷ”の取扱いについて■

2020年3月1日(日)～31日(火)まで発売を行いました、“秩父121きっぷ”につきましては、下記のとおり取扱いをいたします。

使用開始前…無手数料で全額払いもどしをいたします。

使用開始後…発売金額から使用した回数分の金額を差し引いて無手数料払いもどしをいたします。

(例) 3回分のうち1回分使用し、2回分払い戻しをする場合

1回分を1,500円とします。

発売額 4,500円 - 1,500円(1回分) = 3,000円

3,000円を無手数料で払いもどしいたします。

- ・ご利用期間は2020年6月30日(火)までとなります。
- ・“秩父121きっぷ”については、引き続き無手数料払いもどしの取扱いをいたします。
- ・ご利用期間の延長対応はいたしません。

2、定期乗車券の取扱い

① 通学定期乗車券(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)の取扱い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通学先の小学校・中学校・高校・特別支援学校が休校となった際の通学定期乗車券については、特例により2020年2月28日以降の最終登校日を、お申し出日とみなして払いもどしをいたします。

なお、進級により通学定期乗車券をあらためて購入されるお客さまは、新たな定期券をお買い求めの際に払いもどしの取扱いをあわせて手続きいたしますので、当該通学定期券と通学証明書等又は学年(在学期間)が確認できる学生証をご持参のうえ、駅窓口にお申し出ください。

【払いもどし条件】

- ・有効期間に2020年2月28日を含む通学定期乗車券に限ります。
- ・有効期間が1ヶ月以上ある通学定期乗車券に限ります。
- ・払いもどしは1ヶ月単位で計算をいたします。
※使用開始日から7日以内の場合は、日数単位で計算をいたします
- ・払いもどしには手数料220円がかかります。
- ・最終登校日以降に通学定期乗車券を使用された場合は、最後に使用された日を基準に計算をいたします。

【払いもどし取扱い方法】

- ・2020年2月28日以降の最終登校日を、対象となる通学定期乗車券の最終使用日とみなして表①の計算式に当てはめて計算をいたします。

表①

払いもどし額 = 定期運賃 - 使用済み月数に相当する定期運賃 - 手数料220円

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路それぞれ1ヶ月または3ヶ月の定期運賃と組み合わせて計算をいたします。

使用した月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月
算出に使用する 月数の組み合わせ	1ヶ月	1ヶ月×2	3ヶ月	1ヶ月+3ヶ月	1ヶ月×2+3ヶ月

※7日以内の場合の計算式は下記のとおりとなります

払いもどし額 = 定期運賃 - (往復普通運賃×使用経過日数) - 手数料220円

※定期乗車券の有効期間が1ヶ月未満の場合は、払いもどし額はありません

② 通勤定期乗車券および通学定期乗車券(大学生・短期大学・専門学校等)の取扱い

2020年4月7日に政府より発出された緊急事態宣言に伴い、通勤定期乗車券又は通学定期乗車券(大学生・短期大学・専門学校等)について、2020年4月8日以降に使用していない場合、特例により2020年4月7日をお申し出日とみなして払いもどしをいたします。

ただし、4月8日以降に使用された場合は、その定期乗車券の最終使用日をお申し出日とみなします。

【払いもどし条件】

- ・有効期間が1ヶ月以上ある定期乗車券に限ります。
- ・払いもどしは1ヶ月単位で計算をいたします。
※使用開始日から7日以内の場合は、日数単位で計算をいたします
- ・払いもどしには手数料220円がかかります。

【払いもどし取扱い方法】

- [1] 2020年4月7日以前に有効開始となる場合は、2020年4月7日をお申し出日とみなして計算をいたします。
※ただし、2020年4月8日以降に使用された場合は、その定期券を最後に使用された日をお申し出日として計算を行いますのでご注意ください
- [2] 2020年4月8日以降に有効開始となる定期乗車券で一度も使用されていない場合は、有効開始日の前日をお申し出日として計算をいたします。
- [3] 2020年4月8日以降に有効開始となる定期乗車券で使用されている場合は、その定期券を最後に使用された日をお申し出日として計算をいたします。

計算方法については2ページの表①をご参照ください。

③ 新年度における通学証明書等の取扱い

休校のため、新年度有効となる通学証明書等の取得や有効期間の延長が都合により出来ていないお客さまは、現在お手持ちの通学定期乗車券と、通学証明書等で通学区間・進級する学年を確認し、新年度から有効な通学定期乗車券を発売いたします。

また、休校時に使用されていた通学定期乗車券をすでに払いもどしをされたお客さまは、旧年度発行の通学証明書等で通学区間・進級する学年が確認できる場合に、新年度から有効な通学定期乗車券を発売いたします。

※上記のお取扱いは、大学生・短期大学・専門学校等の通学定期乗車券を含みます

※新規購入となる新入学生および旧通学定期乗車券や通学証明書等に記載の区間・経路が変更となる場合は、本取扱いの対象外となります

※お取扱い期間は当面の間とします。

※学生証および通学定期券購入兼用証明書に貼付する写真は、当面の間、省略可能です

定期乗車券 払いもどし額の計算例

例題① 2020年1月9日から3ヶ月有効“熊谷⇄羽生”の通学定期乗車券で、2020年2月28日を最終登校日として、以降休校となった場合

⇒2月28日を最終使用日とみなし、発売額から使用した2ヶ月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた差額を払いもどしいたします

【計算】

$$〔発売額〕 23,260円 - (8,160円 [1ヶ月] \times 2) - 220円 [手数料] = 6,720円$$

例題② 2020年3月1日から6ヶ月有効“熊谷⇄寄居”の通勤定期乗車券で、2020年4月7日を最後に使用しなかった場合

⇒4月7日を最終使用日とみなし、発売額から使用した2ヶ月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた差額を払いもどしいたします

【計算】

$$〔発売額〕 95,910円 - (17,760円 [1ヶ月] \times 2) - 220円 [手数料] = 60,170円$$

3、回数乗車券の取扱い

2020年4月7日に政府より発出された緊急事態宣言に伴い、特例により2020年4月7日をお申し出日とみなして払いもどしをいたします。

ただし、ご使用枚数により払いもどし額が無い場合もございます。

【払いもどし条件】

・払いもどしには手数料 220 円がかかります。

【払いもどし額の計算方法】

[1] 2020 年 4 月 7 日以前に有効開始となる場合は、2020 年 4 月 7 日をお申し出日とみなして表②の計算式に当てはめて計算をいたします。

[2] 2020 年 4 月 8 日以降の購入で、新型コロナウイルスを理由に全てを使用出来ずに有効期間が過ぎた場合は、有効開始日にお申し出されたとみなして表②の計算式に当てはめて計算をいたします。

表②

$$\text{払いもどし額} = \text{発売運賃} - \text{使用済枚数分の購入区間の普通運賃} - \text{手数料 220 円}$$

回数乗車券 払いもどし額の計算例

例題① “熊谷⇄行田市” (大人普通片道運賃310円) で有効期間4月15日までの回数乗車券のうち、11枚中7枚を使用しなかった場合

⇒有効期間終了後であっても、2020年4月7日にお申し出日として払いもどしいたします。

【計算】

$$〔発売額〕 3,100円 - (310円 \times 4 [普通運賃 \times \text{使用済枚数}]) - 220円 [手数料] = 1,640円$$

4、急行券・急行回数券・急行定期券の取扱い

2020年4月13日からの計画運休により、急行列車を全列車運休していましたが、2020年6月1日から一部急行列車運転再開により運休日数確定いたしました。これに伴う有効期間延長および払いもどし対応をいたします。

急行券、急行回数券・急行定期券を払いもどす際には、無手数料で払いもどしをいたします。

① 払いもどしの取扱い

【急行券】

・2020年4月13日以降乗車分の急行券は、無手数料で払いもどしをいたします。

【急行回数券】

・急行列車運休日前日の4月12日をお申し出日とみなして、表③の計算式に当てはめて計算をいたします。

表③

$$\text{払いもどし額} = \text{発売料金} \times \text{残りの枚数} \div \text{急行回数券総枚数(11枚)}$$

※10円単位の端数は切り上げ

急行回数券 払いもどし額の計算例

【例題①】 有効期間 5月31日までの回数乗車券のうち、11枚中5枚を使用しなかった場合
⇒2020年4月12日にお申し出日として払いもどしいたします。

【計算】

$$[\text{発売額}] 2,100\text{円} \times 5 [\text{発売料金} \times \text{残りの枚数}] \div 11\text{枚} [\text{総枚数}] = 960\text{円}$$

【急行定期券】

・急行列車運休日前日の4月12日をお申し出日とみなして、表①の定期券計算式に当てはめて計算をいたします。また運休日数分を払いもどす取扱いもいたします。

② 急行回数券・急行定期券の有効期間延長対応の取扱い

急行列車が運休した日が含まれている急行回数券および急行定期券を対象に、有効期間の延長対応をいたします。

《運休日数》

全急行列車が運休となった2020年4月13日～5月31日の49日間を運休日数とします。

2020年4月	4月11日	4月12日	4月13日	～	4月30日	4月運休日数：18日
	○	○	×		×	
2020年5月	5月1日	～			5月31日	5月運休日数：31日
	×				×	
2020年6月	6月1日	6月2日	6月3日	6月4日	6月5日	
	△	△	△	△	△	

○…運転 △…一部運転 ×…運休

【急行回数券】

- ・お手持ちの急行回数券が運休日数に含まれている場合に、有効期間延長の対応をいたします。なお、延長後も有効期間が過ぎる場合には、4月12日を申出日として払いもどしの対応をいたします。

急行回数券 有効期間延長の例

例題① 有効期間3月21日から5月20日の急行回数券をお持ちの場合

⇒ 4月13日から5月20日まで運休した日数の38日間が含まれるため、5月21日から38日間を延長いたします。

有効期間5月20日 ⇒ 5月21日から38日間延長 ⇒ 6月27日まで有効期間を延長

【急行定期券】

- ・お手持ちの急行定期券が運休日数に含まれている場合に、有効期間延長対応および運休日数分の払いもどしをいたします。

急行定期券 有効期間延長および運休日数分払いもどし例

例題① 有効期間2月1日から4月30日の3ヶ月の急行定期券をお持ちで、6月1日から新たに購入する場合

⇒ 4月13日から4月30日まで運休した日数、18日間を6月1日から足して発売いたします。

新規購入 ⇒ 6月1日から6月18日まで18日間延長 ⇒ 6月19日から有効の定期券を発売

例題② 有効期間4月1日から9月30日の6ヶ月有効の急行定期券をお持ちで、運休日数分を払いもどしをする場合

⇒ 4月13日から5月31日までの運休日数、49日間を日数計算で払いもどしをいたします。

【計算式：払いもどし額 = 発売額 ÷ 購入日数 × 運休日数】

【発売額】39,600円 ÷ 180日【購入日数】= 220円【1日あたりの金額】

220円 × 49日【運休日数】= 10,780円

※購入日数…1ヶ月定期=30日、3ヶ月定期=90日、6ヶ月定期=180日とします。

以 上

【この件のお問合せ先】

秩父鉄道株式会社 運輸部 運輸課 Tel048-523-3822 (平日 9:00~17:45)
Tel048-580-6363 (年中無休 9:00~17:00)